

## 千代田区吹付けアスベスト対策助成等要綱

21 千ま建指発第 91 号
平成 21 年 6 月 17 日
21 千ま建指発第 280 号
平成 22 年 1 月 13 日
22 千ま建指発第 75 号
平成 22 年 6 月 29 日
23 千ま建指発第 15 号
平成 23 年 4 月 27 日
24 千ま建指発第 74 号
平成 24 年 7 月 30 日
24 千ま建指発第 131 号
平成 24 年 10 月 30 日
26 千ま建指発第 321 号
平成 27 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内における建築物の所有者等が行うアスベスト除去工事等のアスベスト対策に要する費用の助成等を実施することにより、区民の健康被害の予防を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材（他の建築材料に吹き付ける方法により用いた建築材料をいう。）について行うアスベスト含有の有無及び含有量に係る調査をいう。
- (3) アスベスト除去工事等 建築物に露出して吹き付けられたアスベストの除去のために行う工事（アスベスト除去工事後の復旧工事等を含む。）、気中濃度測定をいう。
- (4) 調査員派遣 区が予め委託した調査会社の一定の資格者がアスベスト調査を行なうことをいう。
- (5) 気中濃度測定 アスベスト除去工事の作業前・作業中・作業後に分けて行うアスベストの空気中の濃度の測定をいう。
- (6) 住宅 一戸建ての住宅及び所有者が居住する住戸を含む建築物をいう。
- (7) マンション 共同住宅（複数世帯が独立して居住できる建築物をいう。）で居住の用に供する部分（容積に含まれる共用部分のうち住宅用と認められる割合及び部分を含む。）の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるものをいう。
- (8) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同

じ。)が存するマンションで、原則として区分所有者自身が居住の用に供しているものをいう。

(9) 賃貸マンション 分譲マンション以外のマンションで居住目的の賃貸借の用に供するものをいう。

(10) 管理組合 分譲マンションの管理を行うマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条に規定する管理組合をいう。

(11) 機械式立体駐車場 道路運送車両法第2条第2項・第3条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を格納する機械式の立体駐車場をいう。

(助成等)

第3条 区長は、助成対象建築物の所有者(国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。分譲マンションについては、管理組合とする。)がアスベスト対策を実施する場合、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を助成する。

2 区長は、調査員派遣申請に基づき、区が委託したアスベスト調査員を派遣する。

(対象建築物)

第4条 前条の対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、区内に所在する建築物で、対象事業に応じ次の各号に該当するものとする。

(1) アスベスト含有調査、調査員派遣

民間の建築物

(2) アスベスト除去工事等(含有調査を除く。)

工事完了後概ね5年以上継続して使用するもの

ア 住宅に付属する駐車場及び倉庫等

イ マンションの共用部分

ウ 機械式立体駐車場

2 対象建築物は、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合しているものであることを要する。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めたものは、対象建築物とすることができる。

(助成額等)

第5条 アスベスト対策助成の額は、対象事業に応じ次の各号に定める額(消費税を含まない。)とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(1) アスベスト含有調査 含有調査に要した費用の全額。ただし、1棟250,000円を限度とする。

(2) アスベスト除去工事等 除去工事に要した費用の2/3の額。ただし、機械式立体駐車場は、1棟14,000,000円を限度とし、その他は、100万円を限度とする。

2 調査員派遣は、申請に基づきアスベスト調査員を派遣し、吹付け材調査及びアスベスト含有調査を区の負担により行なう。

(申請手続)

第6条 アスベスト対策助成等を受けようとする者は、区と事前協議の上、「アスベスト対策助成申

請書」(第1号様式)又は「アスベスト調査員派遣申請書」(第1号の2様式)に千代田区吹付けアスベスト対策助成等要綱実施要領(以下「要領」という。)に定める関係書類を添えて区長に申請するものとする。

(決定)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、対象事業の内容及びその経費等が適当であると認めた場合は助成等を決定し、「アスベスト対策助成決定通知書」(第2号様式)又は「アスベスト調査員派遣決定通知書」(第2号の2様式)により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、助成等を不相当と認めたときは、不交付又は不派遣を決定し、「アスベスト対策助成不交付・不派遣決定通知書」(第3号様式)により申請者に通知する。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定により助成等の決定を受けた者(以下「助成等決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(アスベスト除去工事等の着手)

第9条 助成等決定者のうちアスベスト除去工事等の助成の決定を受けた者は、アスベスト除去工事等の契約締結後速やかに、別に定める関係書類を添えて「着手届」(第4号様式)及び要領に定める必要書類を添えて区長へ提出するものとする。

(助成対象事業内容の変更)

第10条 助成等決定者は、第7条第1項により決定された助成等対象事業の内容を変更しようとするときは、「アスベスト対策助成等変更申請書」(第5号様式)により、区長に助成等の変更を申請するものとする。

2 区長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を決定し、「アスベスト対策助成等変更決定通知書」(第6号様式)により助成決定者に通知するものとする。

(アスベスト対策の取り止め)

第11条 助成等決定者は、事情により当該アスベスト対策を取り止めるときは、「アスベスト対策助成等辞退届」(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(アスベスト対策結果報告)

第12条 助成等決定者のうち除去工事等の助成決定を受けた者は、区が指定する期間内にアスベスト対策を行い、「アスベスト対策完了届」(第8号様式)及び「要領」に定める関係書類を添えて区長に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の完了届を受理したときは、内容確認後交付すべき助成金の額を確定し、速やかに「アスベスト対策助成金額確定通知書」(第9号様式)により、当該助成決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 14 条 前条に規定する通知を受けた者は、速やかに「アスベスト対策助成金交付請求書」(第 10 号様式)により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第 15 条 区長は交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに当該請求者に助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 16 条 区長は、助成等決定者及びアスベスト対策に関わる請負・委託契約を交わしたものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成等決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)不正な手段により助成決定又は確定を受けたとき。
- (2)この要綱及び法令に基づく区長の指示に違反したとき。
- (3)不適切な調査・工事であることが発覚したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定を取り消したときは、「アスベスト対策助成等決定取消通知書」(第 11 号様式)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 区長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(他の助成との関係等)

第 18 条 第 4 条の規定にかかわらず、アスベスト対策助成は、他の補助金等の交付を受けている建築物については対象としない。

(アスベスト対策を行う者の責務)

第 19 条 アスベスト対策を行う者は、実施にあたって、周辺住民・事業者の理解を得るように努めなければならない。

2 アスベスト対策助成等を受けた者は、対象事業の完了後においても、建築物及び敷地を適正に維持管理し、必要に応じて追加の対策を講じなければならない。

(指導、監督等)

第 20 条 区長は、申請者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、事業の促進を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、または必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、申請者又はアスベスト対策に関わる請負・委託契約を交わしたものに対し必要な指示を行い、報告を求め、または助成金に係る書類を検査することができる。

(関係書類等の保管)

第 21 条 申請者は、助成対象事業に係る収入、支出に関する帳簿・証拠書類・その他事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、助成事業完了後、5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第 22 条 助成金の交付の手続は、千代田区補助金等交付規則（昭和 48 年千代田区規則第 15 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めのない事項、その他この要綱の施行について必要な事項は、環境まちづくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。